

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 14時00分～14時50分

2. 開催場所 尾道市役所 4階 大会議室1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治						
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦				
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番	中司 邦弘		
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番	中司 善章		
	8番	櫻本 訓由	9番	宗 訓親	10番	高橋 泰登		
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番	松森 智		
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番	米田 健一		
	19番	渡邊 直行						

4. 農地利用最適化推進委員の出席 14人(推進委員総数18人 欠員1名)

國近 正有	青山 基裕	—————	行廣 文徳	—————	檀上 健
小川 隆三	源田 芳教	—————	奥本 浩己	宮地 眞良	須山 猛
柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲	

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について(議事参与制限分)

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明申請について

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

審議事項(3) 違反転用に係る措置について

第2 議案(報告事項)

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による転届出に対する受理について

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による転届出に対する受理について

報告第10号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転届出に対する受理について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 藤原 靖子 木田 健太 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

職員 泉 唯

## 8. 会議の概要

議 長	<p>あいさつ（省略）</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は8番・櫻本 訓由委員、9番・宗 訓親委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は14名、欠員1名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第6号、申請番号13番から23番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号13番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は防地町の1筆、現況地目は畑、面積は108㎡です。 譲り渡し理由は病弱のため農業後継者へ、譲り受け理由は農業後継者としてです。 なお、当該農地ではレモンとゆずを栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号14番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は栗原町の1筆、現況地目は田、面積は165㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は畑として使用し、自家消費用の芋類・ハーブ・葉野菜を栽培する申請となっております。 申請番号13番と14番の申請については、2月3日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号15番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は原田町小原の2筆、現況地目は畑、面積は合計で478㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、2月3日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号16番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は高須町の1筆、現況地目は畑、面積は464㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では自家消費用のネギ、タマネギ、じゃがいもを栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号17番、権利の種類は使用貸借権の設定で、期間は10年間です。 申請地は高須町の3筆、現況地目は田、面積は合計で1,139㎡です。 貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地では水稻栽培する申請となっております。 申請番号16番と17番の申請については、2月9日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号18番、権利の種類は賃借権の設定で、期間は2年間、前回からの更新です。申請地は御調町綾目の1筆、現況地目は畑、面積は529㎡です。貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営を継続するためです。なお、当該農地では、豆類を栽培する申請となっております。

申請番号19番、権利の種類は売買による所有権移転です。申請地は御調町綾目の2筆、現況地目は田、面積は合計で5,399㎡です。譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。なお、当該農地ではお茶を栽培する申請となっております。申請番号18番と19番の申請については、2月4日、櫻本委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号20番、権利の種類は売買による所有権移転です。申請地は向東町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で1,262㎡です。譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。なお、当該農地では柑橘を栽培し、スーパーや直売所のほか、インターネットでも販売する申請となっております。この申請については、2月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号21番、権利の種類は贈与による所有権移転です。申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で439㎡です。譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。なお、当該農地ではタマネギを栽培する申請となっております。この申請については、2月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号22番、権利の種類は贈与による所有権移転です。申請地は因島中庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,008㎡です。譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。なお、当該農地では豆類や芋類を栽培する申請となっております。この申請については、2月5日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号23番、権利の種類は売買による所有権移転です。申請地は瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、面積は144㎡です。譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は相手方の要望によるです。なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。この申請については、2月6日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号13番から23番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑及び補足説明等のある方は挙手をしてください。

(質疑、補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号13番から23番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

---

議 長	<p>次に、議案第7号、「農地法第3条の規定による許可申請について（議事参与制限分）」を議題といたします。</p> <p>この議案の審査については、受人が農業委員自身に当たるため、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、7番・中司 善章 委員の退室を求めます。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第7号、申請番号24番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号24番、権利の種類は売買による所有権移転です。  申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は558㎡です。  譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。</p> <p>なお、当該農地ではイチジクを栽培する申請となっております。  この申請については、2月4日、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号24番の申請につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>質疑及び補足説明等のある方は挙手をしてください。</p> <p>（質疑、補足説明等なし）</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号24番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願います。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。</p> <p>退室した7番・中司 善章委員の入室を求めます。</p>
議 長	<p>次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第8号、申請番号4番を議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号4番、所在は原田町小原の1筆、地目は田、農振農用地区域外、129㎡の転用計画です。  申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。  以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。</p>

転用目的は宅地拡張で、庭敷が計画されています。  
申請人は、親の代より土地を庭敷として利用していたというもので、申請に際しては願末書が添付されています。  
この申請については、2月3日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

(質疑、補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第9号、申請番号4番から11番までを議案書をもとに説明)

申請番号4番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は木ノ庄町木門田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、251㎡の転用計画です。  
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
譲受人はこの度申請地を購入し、駐車場を設置し、貸し出したいというものです。  
申請番号4番については、2月3日、上峠委員、迫推進委委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号5番、申請内容は贈与による所有権の移転です。  
所在は原田町小原の1筆、地目は田、農振農用地区域外、455㎡の転用計画です。  
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積166.03㎡、車庫、合併浄化槽が計画されています。  
譲受人はこの度申請地を譲り受け、住宅として居住したいというものです。  
申請番号5番については、2月3日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6番、申請内容は売買による所有権移転です。  
所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、131㎡の転用計画です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は第2種農地に該当します。  
転用目的は駐車場用地が計画されています。  
譲受人は申請地の近隣に住んでおり、現在使用している駐車場が使用できなくなることから、譲渡人より申請地を取得し、駐車場3区画として利用するものです。  
申請番号6番については、2月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号7番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は御調町本の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,009㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル168枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は福岡市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して太陽光発電設備を設置したいというものです。

なお、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

なお、隣接する農地所有者等に対し事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されています。

この申請については、2月4日、宗委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

申請番号8番、申請内容は売買による所有権移転です。  
所在は因島三庄町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、722㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種に該当いたします。  
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積103.51㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は現在は借家住まいであるため、このたび申請地を取得し、自己用の住宅を建築するものです。

この申請については、2月5日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

申請番号9番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島中庄町の全2筆、地目は畑、農振地域外、合計948㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は建売分譲用地で、住宅4棟、建築面積合計204.46㎡、各駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は因島重井町に本店を置く不動産売買を営む法人で、申請地を買い受け、建売分譲住宅として販売したいというものです。

この申請については、2月5日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

申請番号10番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島重井町の1筆、地目は畑、農振地域外、826㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は店舗用地で、店舗施設1棟、建築面積162㎡、駐車場8区画が計画されています。

譲受人は因島中庄町に本店を置くスポーツショップ等を営む法人で、現在の店舗が立ち退きをする必要となり、このたび申請地を取得し、新店舗を建設するものです。

この申請については、2月5日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

申請番号11番、申請内容は贈与による所有権の移転です。  
所在は瀬戸田町名荷の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、1,253㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
転用目的は駐車場及び資材置場で、個人・従業員用の駐車場30区画、加工鋼材の一時置場として利用する計画です。

譲受人は隣接する工場を運営する法人の代表者で、工場敷地が手狭になってきたことから、譲り渡し人である父から申請地を譲り受け、個人用・従業員用の駐車場及び法人の資材置場として利用するものです。

なお、申請に際しては既に申請地の一部を駐車場として利用していたため、顛末書が添付されています。

この申請については、2月6日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

(質疑・補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から11番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第10号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第10号 非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第10号、申請番号7番から12番までを議案書をもとに説明)

申請番号7番、三軒家町の1筆、現況地目は宅地、面積は42㎡です。  
利用状況は、昭和36年頃に建物が建築された頃から宅地となっている状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号8番、防地町及び久保町の全9筆、現況地目は山林、面積は合計3,223.61㎡  
です。

利用状況は、平成初期頃から耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号7番、申請番号8番については、2月3日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で  
現地調査を行いました。

申請番号7番は宅地、申請番号8番は周囲が山林化しており、現地にたどり着くことができ  
ませんでした。近隣の方の聞き取りや周囲の状況、航空写真等により、山林に判定されました。

申請番号9番、向東町の5筆、現況地目は宅地、面積は202.23㎡です。  
利用状況は、昭和48年頃に建物が建築された頃から宅地となっている状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請の農地については、2月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局  
職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号10番については、先月の総会で保留していた案件になります。

御調町丸河南の1筆、現況地目は宅地、面積は59㎡です。

利用状況は、昭和45年頃に隣接地に建物が建築され、その頃より庭敷きになっている状況で  
す。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画地域(用途地域外)です。

本件申請に際して、委員さんより二点質問がありましたので、説明させていただきます。

一点目が、本件申請地の所有者は4名の共有持ち分であり、申請者はそのうち1名からの申請  
となりますが、非農地証明の申請に関しては、民法第252条5項に規定する保存行為に該当  
し、各共有者での申請も可能となっております。

二点目が、過去に無断転用をしており、顛末書付きの農地法第5条許可申請とすべきではないかという点に関して、広島県の証明事務ガイドラインにおいて、転用の事実行為から20年以上経過している場合は、非農地証明の対象にできるものとなっており、本件に関しては、庭敷きになってから約50年以上経過しており、非農地証明の対象として問題ないものと考えております。

この申請については、1月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されております。

申請番号11番、御調町仁野の1筆、現況地目は山林、面積は合計56㎡です。

利用状況は、平成21年以前より耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。

この申請については、2月4日、宗委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されております。

申請番号12番、因島田熊町の1筆、現況地目は宅地、面積は60㎡です。

利用状況は、昭和59年頃より隣接地に建物が建築された頃から一体の住宅敷地として利用され、宅地となっている状況です。

農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域（用途地域内）です。

この申請については、2月5日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

（質疑・補足説明等なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号7番から12番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（2）「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産  
課職員

農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によって、貴会の意見を求めます。

（議案書資料をもとに説明）

今回は56件、合計186筆についてですが、今回は新規分及び、利用権設定の更新案件の中で担い手が変わった分の番号1番から13番について、説明させていただきます。

番号14番以降は利用権設定からの更新や、経営規模拡大による新規筆を追加した更新となりますので、説明を省略させていただきます。それでは、説明をいたします。

まず番号1番、吉和町の19筆、合計9,166㎡についてです。

農地中間管理機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の柑橘の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号2番、原田町梶山田の1筆、1, 928㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです

続いて番号3番、御調町野間の1筆、1, 294㎡についてです。  
機構から転貸後は認定農業者である法人の水稻の生産用地として使用されます。  
権利の種類は貸貸借権で、存続期間は令和15年12月31日までです。

続いて番号4番、御調町下山田の5筆、合計5, 464㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号5番、因島中庄町の1筆、5, 221㎡の内、一部貸借の2, 600㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は貸貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号6番、因島重井町の2筆、合計770㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は貸貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号7番、因島重井町の3筆、合計240㎡についてです。  
機構から転貸後は認定農業者の野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は貸貸借権で、存続期間は令和13年3月31日までです。

続いて番号8番、瀬戸田町高根の2筆、合計3, 859㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の柑橘の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号9番、瀬戸田町御寺の3筆、合計941㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の柑橘の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

以上までが新規分です。

続いて10番から13番からは、利用権設定の更新案件の中で担い手の変更となったものについて説明します。

なお、10番は新規筆、13番は単純な更新筆も含まれます。

番号10番、瀬戸田町高根の2筆、合計3, 450㎡についてです。  
機構から転貸後は認定農業者の柑橘の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号11番、御調町丸門田の2筆、合計532㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号12番、木ノ庄町木梨の1筆、1, 083㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。  
権利の種類は物納の貸貸借権で、存続期間は令和18年3月31日までです。

続いて番号13番、木ノ庄町市原の2筆、合計3, 748㎡についてです。  
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権と、物納の貸貸借権で、存続期間は令和13年3月31日までです。

以上までが担い手の変更案件です。番号14番以降は冒頭でも申し上げましたとおり、利用権設定からの更新や、経営規模拡大による新規筆を追加した更新となりますので説明を省略させていただきます。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。  
農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。  
農林水産課の方、ご苦労様でした。

[農林水産課、退席]

議 長

次に、審議事項(3)「違反転用に対する措置について」の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、審議事項(3)「違反転用に対する措置について」、ご説明いたします。

(議案書資料をもとに説明)

案件につきましては、令和7年12月総会でもご審議いただきました瀬戸田町垂水、レモン谷での〇〇〇の農地法第5条の一時転用許可違反の事案になります。

ご審議いただきたい内容につきましては、2回目の文書勧告を行うことについてになります。

令和7年12月総会後の経過報告になりますが、令和7年12月25日付けにて、令和8年1月31日までに原状回復するよう勧告書を発送しました。

しかし、原状回復期限までに該当物件の撤去に向けた動きは見られず、またこちらからの電話、メールにも対応をされず、現在に至っております。

そのような状況になりますので、2回目の勧告書を発することを考えております。文案については、資料の1枚目右上に資料①をご確認いただければと思います。

なお文書案については、県および当市農林水産課と調整の上、語句の修正等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2回目の勧告書の発送後の流れについては、資料2枚目の右上に資料②と記載されたフロー図を確認ください。

赤枠内が今回行う予定の文書勧告になります。

次の段階は赤枠の下の、是正方針の決定になります。県経由にて農林水産省と協議を行うことや、警察との相談を行う予定になっております。

是正方針については、勧告書で定めた期限までに決定することになっておりますので、令和8年4月総会にて是正方針を決定できればと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

	<p>(質疑・補足説明等なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定をすることに決しました。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第7号から第11号までを一括して審査を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
議 長	<p>次に、その他に入ります。</p> <p>まず各調査区での活動状況について報告があれば、挙手のうえ発言してください。</p>
各委員	<p>(活動状況報告：省略)</p>
議 長	<p>次に、事務局より、その他についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
事務局	<p>(質疑応答)</p>
議 長	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
副会長	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>本日はご苦勞様でした。</p>